

議案第7号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条の2関係）

名 称	位 置
略	
略	倉吉市上米積
高城第3団地	
略	

別表第2（第26条関係）

名 称	管理を行わせる者
略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 高 城第3団地	倉吉市
略	

附 則

別表第1（第2条の2関係）

名 称	位 置
略	
略	倉吉市上米積
高城第3団地	
高城第2団地	倉吉市下米積
略	

別表第2（第26条関係）

名 称	管理を行わせる者
略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 <u>高</u> <u>城第2団地</u> 高城第3団地	倉吉市
略	

この条例は、公布の日から施行する。